制定要旨

2024年10月30日認定センター計画課認定企画室

〇 制定理由等

2024 年 1 月、ILAC (International Laboratory Accreditation Cooperation: 国際試験所認定協力機構)は、次の方針を制定した。

ILAC P9:ILAC Policy for Proficiency Testing and/or Interlaboratory comparisons other than Proficiency Testing

(技能試験及び/又は技能試験以外の試験所間比較のための ILAC 方針)

独立行政法人製品評価技術基盤機構認定センター(IAJapan)では、登録・認定の対象となる事業者が、ILAC P9を始めとした国際文書に定められた「技能試験」及び/又は「技能試験以外の試験所間比較」への参加に関する要求事項に適合することを確実にするため、「IAJapan 技能試験及び/又は技能試験以外の試験所間比較への参加に関する方針」(URP33)を制定する(2025年1月16日適用の予定)。

なお、現行の「IAJapan 技能試験に関する方針」(URP23)は、文書タイトル、文書構造を含め大幅に見直されたことから、これを廃止し、新たに制定する URP33 に置き換える。

- ○「IAJapan 技能試験に関する方針」(URP23)からの主な変更内容
 - ・文書タイトルの変更
 - ・文書構成の見直し
 - ·MLAP 認定プログラムを本方針の対象外へ
 - ・登録事業者に対しても MRA 対応認定事業者と同等の要求内容へ変更
 - ・適切な技能試験がない又は現実的でない分野における「技能試験等の代替手法に関する確認書」の廃止→事業者自ら正当性の評価を実施する方針へ

以上